

★ 道路調査（種別・中心線・境界線）を依頼される方へ ★

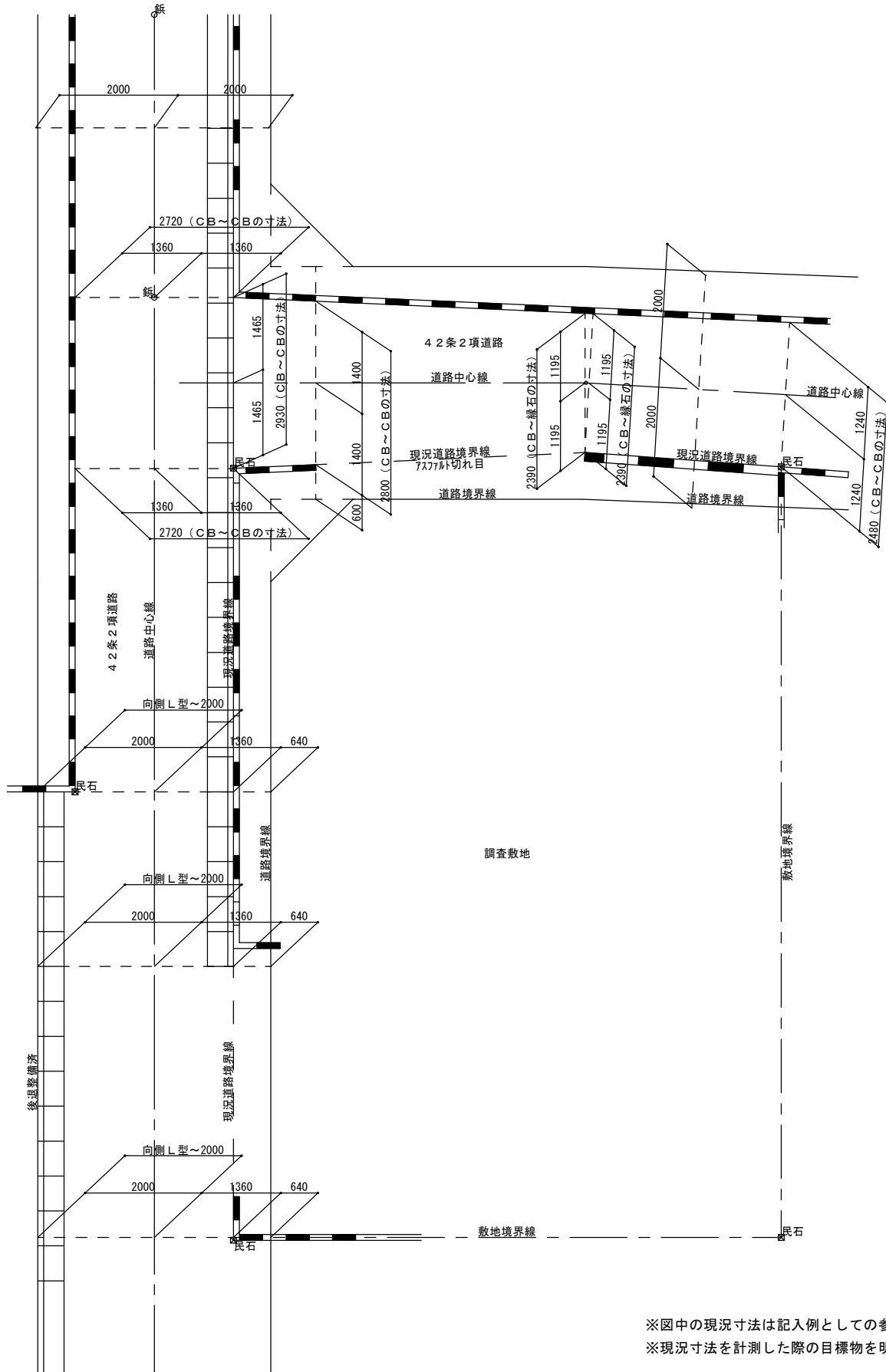
調査を依頼される方は、必要資料（1.～6.）を窓口にお持ちください。なお、調査等は過去の資料や現場確認、必要に応じて近隣聞き取り等を行いますので、一定の期間が必要となります。※必要資料が不足している場合には、資料が全て提出された時点での受付になります。ご注意ください（頭紙や申請書はありません）。

調査結果及びご提出いただいた図面（座標等を含む）は、近隣建築等の調査の参考資料として窓口にて公開します。

- 調査期間 受付から約1か月程度
(※調査道路の長さや状況によっては時間がかかる場合があります。)
- 道路種別判断の場合
 1. 案内図
 2. 公図の写し
 3. 調査対象道路及び対象道路に接する敷地の土地・建物の登記事項証明書
 4. 調査対象道路の実測図（裏面参照）
 5. 地積測量図（3. 登記事項証明書と同じ範囲、ない場合あり）
 6. その他（借地割図等、必要に応じた資料）
 - (ア) 過去の確認申請書副本
 - (イ) 基準時（昭和25年11月23日）頃の様子が見えるもの
- 法42条2項道路中心線・附則5項道路中心線（告示建築線）・1項3号道路境界線の場合
 1. 案内図
 2. 公図の写し
 3. 調査対象道路の実測図（裏面参照）
 4. 調査対象道路周辺の登記事項証明書（要約書でも可）
※周辺とは、調査対象地、向こう三軒両隣り 及び 道路部分 です
 5. 地積測量図（4. 登記事項証明書と同じ範囲、ない場合あり）
 6. その他（借地割図等、必要に応じた資料）
- 既存位置指定道路で位置確認を要する場合（指定建築線を含む）
※令和5年4月1日から必要書類や進め方が変更となりました。
詳しくは別紙パンフレットをご参照ください。

※公図の写し及び登記事項証明書は「登記情報証明サービス」にて取得したのも可です。

建築課では必要資料及び過去の調査資料等を参考に、道路種別及び中心線等の判断を行います。なお、現地で建築課の職員が立ち入り調査を行いますので、相談者の方は前もって所有者さま等にその旨をお伝えください。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。



※図中の現況寸法は記入例としての参考数値です。
 ※現況寸法を計測した際の目標物を明示して下さい。

【 調査対象道路の実測図 (参考例) 】